

# 川俣事務所 かわら版 No.92 (2021.4)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

## 雇用調整助成金の特例措置について

令和3年3月25日、厚生労働省職業安定局より、報道関係者あてに、雇用調整助成金の特例措置について、政府の方針が発表されました。

既にご案内のとおり、4月末（この日が含まれる判定期間（給与計算期間の終了）までは雇用調整助成金の特例措置が延長されています。この特例措置は、①助成率が中小企業の場合、5分の4（令和3年1月8日以降に解雇等を行わずに雇用維持している場合は10分の10）、②日額上限額15,000円などです。

また、5月、6月については、この特例を次のとおりとし、7月以降は雇用情勢が大きく悪化しない限り、縮減していくとのことです。

今後の正式発表に注意してください。

		4月末まで	5月・6月
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (9/10) 上限 13,500円
	地域特例	—	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例	—	4/5 (10/10) 上限 15,000円
大企業	原則な措置	2/3 (3/4) 上限 15,000円	2/3 (3/4) 上限 13,500円
	地域特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円

※ 地域特例とは

まん延防止等重点措置実施地域において、知事による営業時間の短縮に協力する事業主（まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用）

※ 業況特例とは

生産指標（売上げ等）が最近3カ月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主

## 同一労働同一賃金について

いわゆる「同一労働同一賃金」が4月1日より、中小企業にも適用されることとなりました。

この「同一労働同一賃金」の概要をご理解いただき、それぞれの事業所において、改善すべき点があるか否かをご確認いただくために、皆様に資料を送らせていただきました。

同一労働同一賃金の基準である「均衡待遇」と「均等待遇」とは何か、パート・アルバイトについては、どのような点をチェックしなければならないか、これらについて厚生労働省（労働局）からの情報発信について、お知らせしております。

また、平成30年6月、令和2年10月に行われた最高裁判決から読み取れることについて、概要を記載しております。

資料のみでは、なかなかご理解いただけない部分もあると思いますので、詳細については、弊社にお尋ねください。